

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 22 日

市内訪問看護・介護事業所 代表者 様

加古川市介護保険課長

令和 6 年度加古川市訪問看護師・訪問介護員
安全確保・離職防止対策事業について（照会）

日頃より高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、本市では、訪問看護師・訪問介護員に対する利用者等からの暴力行為等の安全確保対策として 2 人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の 2 人訪問加算又は複数名訪問加算が適用できない場合に、加算相当の一部を補助します。

つきましては、当該補助内容についてご確認いただき、該当する場合は下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 補助対象事業者

訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、訪問介護事業を実施している事業者
（※補助事業にかかる利用者が、加古川市の介護保険被保険者の場合に限る。）

2 対象経費

以下の条件のいずれにも該当すると認めた 2 人訪問に対する 2 人訪問加算等相当額の一部

（1）訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為に係る安全確保等のため、2 人での訪問が必要であると認められること。

（2）2 人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の 2 人訪問加算が適用できないと認められること。

（※利用者等に 2 人訪問加算についての同意を依頼することが、必須要件です。
事業者が実施していなければ、補助対象事業者とはなりません。）

3 補助額

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の補助基準単価に市が認めた 2 人体制でのサービス提供回数に乗じたものを補助基準額とし、補助基準額に 3 分の 2 を乗じた額を上限額とする。

補助基準額

加古川市が認めた 2 人体制でのサービス提供回数 × 補助基準単価

補助基準単価

※訪問介護の生活援助については、20 分未満の単価(1,630 円/回)を適用する。

・訪問看護、介護予防訪問看護

(看護師等による複数名訪問)

30 分未満	2,540 円/回
--------	-----------

30 分以上	4,020 円/回
--------	-----------

(看護師等と看護補助者による複数名訪問)

30 分未満	2,010 円/回
--------	-----------

30 分以上	3,170 円/回
--------	-----------

・訪問介護

20 分未満	1,630 円/回
--------	-----------

20 分以上 30 分未満	2,440 円/回
---------------	-----------

30 分以上 1 時間未満	3,870 円/回
---------------	-----------

4 事前協議受付期間

令和 6 年 11 月 29 日 (金) まで

5 提出書類 ※補助を希望しない場合は提出不要です。

(1) 事前協議書

(2) 暴力行為等の内容が確認できる記録又は第三者が作成した意見書類

例：サービス担当者会議記録、サービス提供記録等、医師による 2 人訪問の指示書、2 人訪問の必要性が記載されたケアプラン

6 提出方法

下記問い合わせ先のアドレスに電子メール

7 留意事項

申請書類を送付した際は、必ず下記問い合わせ先に電話で到達確認をしてください。

<問い合わせ先>

加古川市介護保険課 濱屋

TEL : 079-427-9123 (直通)

MAIL : fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp